

質問第四三号

フードバンク等に対する現物寄付の全額損金処理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年十一月十八日

塩村 あやか

参議院議長 尾辻 秀久 殿



フードバンク等に対する現物寄付の全額損金処理に関する質問主意書

法人による現物寄付の拡充を図るため、以下質問する。

一 法人がフードバンク等へ食品提供を行った場合は、全額損金処理が可能となっている。しかし、本制度自体を知らない法人、フードバンク等が見られる。政府が責任をもって本制度の普及啓発に取り組むべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 廃棄やロスが多いとされる医療品、学用品、家電等の食品以外の物品寄付についても全額損金処理が可能となるよう制度を変更すべきとの声が支援団体から多くあがっている。政府における全額損金処理が可能となる制度の対象拡大に向けた検討状況を示されたい。

右質問する。